町と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規

平成十八年度、平成十九年度及び平成二十年度における

目

次

広島県庁舎内受付案内等業務労働者派遣契約の指名競争

人札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(県民文化室)

. 八

(道路保全室)

(用地管理室)

大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要 (二

解除予定保安林にする旨の通知 保安林予定森林にする旨の通知 (二件) 換地計画に伴う字の区域の変更

土地収用法の規定による事業の認定

道路の供用開始

告

漁業災害補償法に基づく加入区の設定 救急病院等の協力申出の撤回及び救急病院等の認定

(土地改良室)

町の区域の設定

(県法規登載)

(地域行政室)

. 五

(総

務

室

-

十一第二項の規定によって、平成十八年度、

地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号。

広島県告示第五十九号

庁舎内受付案内等業務労働者派遣契約の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審

平成十九年度及び平成二十年度における広島県

以下「政令」という。) 第百六十七条の

査の申請手続等を次のとおり定めた。

平成十八年一月二十六日



期

号

6

島

公安委員会告示

(福山地域事務所)

. O

0

広島県総務企画部 管理総室文書法制室

定

第

購読料 月 額

2,700円

土地改良区の役員の退任

丁

発行者 広 遊技機の型式の検定の告示

業務の種類

- 広島県庁本庁舎受付案内業務
- 2 広島県部局長室受付等業務

五五五五

- 県政記者クラブ受付等業務
- 指名競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号のすべてを満たしていると広島県知事が認めた者であること。

- 1 可を受けていること。 (昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。) 第五条の規定による許 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
- 2 の規定に該当する事実があった後二年以上経過していること。 政令第百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当せず、 又は同条第二項各号
- 3 納があることについて正当な理由がある者を除く。)。 指名競争入札参加資格審査申請書を提出する時に広島県の県税の滞納がないこと
- 広島県内にその本店、支店、 営業所等を設置していること。
- 遣法施行令」という。) 第四条第五号及び第十六号に規定する業務の契約実績があり、 就業条件の整備等に関する法律施行令 平成十六年及び平成十七年に、 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の (昭和六十一年政令第九十五号。 以下 「労働者派

広島県知事

藤

田

雄

兀

うこと。 別に配布する資格審査申請書 (別記様式第一号) に、次に掲げる書類を添えて申請を行三 資格審査の申請手続 かつ、これを滞りなく履行していること。

1 労働者派遣法第五条の規定による許可書の写し

- 登記事項証明書 (写し可)

証明書) (写し可) 3 納税証明書 (直前一年に納付すべき県税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの

る業務の派遣契約状況を記載したもの (別記様式第二号) 4 平成十六年及び平成十七年の労働者派遣法施行令第四条第五号及び第十六号に規定す

業務履行実績証明書 (別記様式第三号)

『監正月書(寄)』) (別記様式第四号)

フロ鑑証明書 (写し可)

申請書等は日本語で作成すること。 申請書等の作成に用いる言語等 の情報を支店長、営業所長等に委任している場合に限る。) (別記様式第五号)

また、添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通のとする。

る。 五号) 第十六条に規定する外国貨幣換算率によって日本国通貨に換算し記載するものとす貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程 (昭和二十二年大蔵省令第九十貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程 (昭和二十二年大蔵省令第九十また、添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通

申請書等の提出期間

五

を除く。) とする。 平成十八年一月二十六日 (木) から平成十八年二月九日 (木) まで (土曜日及び日曜日

郵送等による場合は、平成十八年二月九日 (木) までに必着とする。

六申請書等の提出先

広島県総務企画部管理総室総務室 (〒七三〇 - 八五一一 広島市中区基町一〇番五二号)

資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に文書で通知する。

ハ 資格の有効期間

九 資格の取消し

かに該当するに至った場合は、当該資格の認定を取り消すことがある。(資格の認定を受けた者が、政令第百六十七条の四第一項又は第二項各号の規定のいずれ

十 その他

別記様式は広島県総務企画部管理総室総務室 (広島県庁舎本館一階) で交付する。- (イ

2 この資格審査についての問い合わせは、広島県総務企画部管理総室総務室 (電話 [○

八二] 五一三 - 二二一 [ダイヤルイン]) にすること。

שו

2025

別記樣式第1号

指名競争入札参加資格審査申請書

平成

併

Ш

Ш

知事 様

N

唱课

申請者所在地

商号又は名称

代表者氏名

끔

平成18年度,平成19年度及び平成20年度における広島県庁舎内受付案内等業務労働者派遣契約の指名競争入札に参加したいので,次の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお, この申請書及び添付書類のすべての記載事項については, 事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- 労働者派遣法第5条の規定による許可書の写し
- 登記事項証明書 (写し可)。ただし、申請日前の3か月以内に発行されたものに限る。
- 納税証明書(直前1年に納付すべき県税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの各証明書 [写し可]。ただし、申請日前の3か月以内に発行されたものに限る。課税額が0円でも必要。)
- . 平成16年及び平成17年の労働者派遣法施行令第4条第5号及び第16号に規定する業務の派遣契約状況(別記様式第2号)
- 業務履行実績証明書 (別記様式第3号)
- 派遣登録者の状況(別記様式第4号)
- 7 印鑑証明書 (写し可)。ただし、申請日前の3か月以内に発行されたものに限る。
- 8 委任状 (権限を支店長、営業所長等に委任している場合に限る。) (別記様式第5号)

別記樣式第2号

事務用機器操作及び受付・案内等業務の派遣契約状況 (労働者派遣法施行令第4条第5号及び第16号に規定する業務の派遣契約状況)

- 履行期間が平成16年1月1日から平成17年12月31日までの間に係るもののうち,契約金額の大きいものから3件まで記入すること。ただし、労働者派遣法施行令第4条第5号及び第16号に規定する業務の実績を各1件以上記入すること。
- 契約額は,消費税及び地方消費税を含む金額で記入すること
- これに記入した契約については、別記様式第3号の業務履行実績証明書を必ず提出 すること。

巾
M
ᆰ
炒
符

(担当者名及び連絡先)

(a)

	契約の相手方
	業務名
	業務内
	容 契約額 (千円)
	履行期間

上記のとおり相違ないことを証明します。 平成 年 月 日

蒸

別記樣式第3号 牃 務 ⊚ ì 卌 績 빢 出 卌 別記樣式第4号 派遣 登録者の状況

申請拾

商号又は名称 代表者 氏名

,表者氏名

끔

(商号又は名称)

>	1のうち,実用英語検定3級以上の有資格者数	4
>	1のうち,秘書検定3級以上の有資格者数	ω
>	1のうち,労働者派遣法施行令第4条第5号及び第16号の業 務経験1年以上の派遣登録者数	2
>	広島県内に住所を有する派遣登録者数	→
人数	母	
平成18年1月1日現在)	(平成	

約 名 内 容 契約金額 _優

行 状

兴

契約期間

默

貴発注に係る業務について、次のとおり履行実績があることを証明してください。

問題 題 明 名 入 名

田

報 (定期) 第6202号 平成18年1月26日 (木曜日) 広 G 別記樣式第5号 での間において、広島県との間に行う次の権限を委任します。 私は, ন 契約の締結について 入札及び見積りについて 保証金の納付並びに還付請求及び受領について 入札に関する復代理人の選任について 代金の請求及び受領について 次の者を代理人と定め, 刪 洏 治 # 蒸 平成 椺 仠 田 扙 商号又は名称 ~ 代表者氏名 商号又は名称 干住 Ш プ " 者 舌 名 代 表 者 氏 名 干住 日から平成 疋 疋 平成 年 年 田 田 田 巴 Ш ЯН Ш 約を平成十八年三月一日から廃止する。 広島県告示第六十三号 広島県告示第六十二号 山市長から届出があった。 広島県告示第六十一号 広島県告示第六十号 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十四第二項の規定により、 平成十八年一月二十六日 平成十八年一月二十六日 平成十八年一月二十六日

昭和四十年十一月一日に定めた神辺町と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規

広島県知事

藤

田

雄

Щ

八年三月一日から旧深安郡神辺町の区域をもって福山市神辺町の区域を新たに画する旨、福 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定によって、平成十

広島県知事

藤

田

雄

Щ

の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。 次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条

広島県知事

藤 田 雄 Щ

沼隈病院 毎 (日) (
関病院 福山市沼隈町大字中山南四六九 - 三 平成二 年 - 月二五日 更新 原法人社団中川会に開大事中通一丁目二番三〇号 平成二 年 - 月二五日 更新 原法人社団中川会に開土立病院 呉市中通一丁目二番二〇号 平成二 年 - 月二五日 更新 島医療生活協同組に出市。 公司市場町一丁目二番二〇号 平成二 年 - 月二五日 更新 島医療生活協同組に出市。 公司市場町一丁目一五番三〇号 平成二 年 - 月二五日 更新					
山市沼隈町大字中山南四六九 - 三 平成二二年一月二五日 更新 山市港町一丁目一五番三〇号 平成二二年一月二五日 更新 東市中通一丁目三番八号 平成二二年一月二五日 更新	隈療 病法 院人	念病院	川療	島医	
平成二年1月三五日 更新 平成二年1月三五日 更新	福山市沼隈町大字中山南四六九 -		吳市中通一丁目三番八号		在
月 月 五 月 月 月 月 月 五 日 </td <td></td> <td>平成二</td> <td>平成二</td> <td></td> <td>効</td>		平成二	平成二		効
新新新新新	一年一月二五日	一年一月二五日	一年一月二五日	一年一月二五日	刀を有する期限
新新新新新	更	更	更	更	備
	新	新	新	新	考

に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。 の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務 次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条 業協同組合の地区) 小型合併漁業因島市区域

(因島市漁

一~二に掲げる漁業以外の漁業一~二に掲げる漁業以外の漁業一総トン数十トン未満の漁船により主としてたちうおをと用して営む漁業総トン数十トン未満の漁船により主として底びき網を使総トン数十トン未満の漁船により主として底びき網を使

同組合の地区) 小型合併漁業尾道区域

(尾道漁業協

一~二に掲げる漁業以外の漁業して営む漁業して営む漁業用して営む漁業用して営む漁業により主として刺し網を使用用して営む漁業総トン数十トン未満の漁船により主として底びき網を使総トン数十トン未満の漁船により主として底びき網を使

協同組合の地区) 小型合併漁業三原区域

(三原漁業

一〜二に掲げる漁業以外の漁業用して営む漁業ーというでは、一総トン数十トン未満の漁船により主としてたこつぼを使使用して営む漁業総トン数十トン未満の漁船により主として流し刺し網を総トン数十トン未満の漁船により主として流し刺し網を

業協同組合の地区) 小型合併漁業安芸津区域

(安芸津漁

一 総トン数十トン未満の漁船により主としてたこつぼを使ごち網を使用して営む漁業「総トン数十トン未満の漁船により主として一そうローラー用して営む漁業(総トン数十トン未満の漁船により主として底びき網を使

協力の申出が敵回された病院		平成十八年一月二十六日
	広島県知事	
	藤	
	田	
	雄	

打打队

亀川病院 名 称 深安郡神辺町字下御領六八二 所 二番地の 在 地

救急病院として認定された病院

ŀ						Г
新	平成二二年一月二五日	八八二番地の	(郡神辺町字下御領六	一深安	病院 医療法人慈彗会亀川	
備	効力を有する期限	地	所 在	ŀ	名称	

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。 平成十八年一月二十六日

広島県告示第六十四号

広島県知事 藤 田

Ш

法第百四条第二号に掲げる漁業 \boxtimes 域 X 分

第二号口の規定による加入区 (区域及び区分) を次のとおり定めた。 以下 「法」という。) 第百五条第一項 雄

広島県知事

藤

田

雄

Щ

四

Ⅰ 一〜 三に掲げる漁業以外の漁業用して営む漁業

Ш

栗谷町後原所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、 広島県告示第六十五号 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定によって、 大竹市

定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。 九条の規定によって、土地改良法 大竹市長から届出があった。 なお、この字の区域の変更は、 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百七十 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第五十四条第四項の規

平成十八年一月二十六日

地部 一部 一部 一部 一部 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	道路・水路である国有 が発である国有	に 大四六の一部と大三の一部、七六四の一部、八の一部、八一九の一部、八二〇の一部、七十五の一部、七十五の一部、七十五の一部、七十五の一部、七十五の一部、七八〇の一部、七八四の一部、七六三の一部、七六四の一部、七六三の一部、七六四の一部、七六四の一部、七六四の一部、七六四の一部、七六四の一部、七六四の一部、七六四の一部、七六四の一部、七六四の一部、七六四の一部、七六四の一部、七六四の一部、七六四の一部、七六四の一部、七六四の一部、七六四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十
の一部及びこれらの区域の一部及びこれらの区域	部八一一八部部四	下 八四三、甲八四四、乙八四四、八四五の一の下 八四三、甲八四四、乙八四四、八五四の一部、八五四の一の 八四三、甲八四四、四四、乙八四四、八四五の一の 「四」、甲八四四、乙八四四、八四五の一の
追路である国有地の全部	在する	原 六九六の一部、六九七及びこれらの区域に介在する道路である国有地の
5である国有地の一部九二の一の一部、一九三の	<u>水</u> 路—	一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・2 一六六の一部、一六七の一部、一七〇の一部
道路・水路である国有地部、一二十の一の一部、一二十の一、 ー二八の一の一部、一二 ーーの一部、一二	A 介在する 三 六の一部、 一 三 3 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	内 ○○の一部、一○一の一部、一○五の一部 一六まで、一一七の一、一二七の二、一二七 の一、一二八の二及びこれらの区域に隣接介 の一部、一二八の一路である。
番		地
	欄	Ŀ

広島県告示第六十六号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。

平成十八年一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄

(定期) 平成18年1月26日 (木曜日) 広 第6202号 役所に備え置いて縦覧に供する。) 役所に備え置いて縦覧に供する。) 広島県告示第六十七号 二 指定の目的 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び府中市 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び福山市 次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。 2 立木の伐採の限度 指定施業要件 土砂の流出の防備 保安林予定森林の所在場所 平成十八年一月二十六日 指定の目的 保安林予定森林の所在場所 福山市新市町大字上安井三〇四〇の一、三〇四八、三〇六五の一、三〇六七の一、三一 指定施業要件 府中市諸毛町字永野山三二五二の 土砂の流出の防備 立木の伐採の方法 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 立木の伐採の方法 次のとおりとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 間伐に係る森林は、 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐に係る伐採種は、 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐に係る伐採種は、 次のとおりとする。 定めない。 定めない 広島県知事 田 雄 Щ 四 Ξ Ξ 広島県告示第六十八号 ζ 広島県告示第六十九号 2 2 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。) 第二十条の規定によっ 次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた。 起業地 事業の認定をした。 事業の種類 平成十八年一月二十六日 解除の理由 保安林として指定された目的 平成十八年一月二十六日 事業の認定をした理由 起業者の名称 解除に係る保安林の所在場所 するものに関する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断され 尾道市公立みつぎ総合病院 水源のかん養 広島市安佐北区白木町大字秋山字兀ケ原山二一二四の四、二一二五の二、二一二八の五 指定理由の消滅 公立みつぎ総合病院外来患者専用駐車場拡張工事 (以下「本件事業」という。) 収用の部分 法第二十条第二号の要件への適合性について 使用の部分 法第二十条第一号の要件への適合性について 広島県尾道市御調町市字川西地内 本件事業の起業者である病院は、一般財源により財源措置を講じている。また、条例 本件事業は、尾道市立の病院に係る事業であることから、法第三条第二十四号に該当 (以下「病院」という。) 広島県知事 広島県知事 藤 藤 田 田 雄 雄

Щ

によって施設を管理する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するもの

- 法第二十条第三号の要件への適合性について
- するとともに、駐車待ち車両による道路混雑が解消され救急車両の安全かつ円滑な交 本件事業は、病院が来院者の用に供する駐車場を建設するものである 本件事業の施行によって、病院の既存駐車場不足が解消され来院者の利便性が向上

通が可能となり、救急救命医療体制が強化されると認められることから、得られる利

他方、本件起業地は現況が他施設の駐車場であり、本件事業を施行するにあたって

益は大きいものと考えられる。

益は小さいものと考えられる。 土地利用の変更を伴わないことから環境及び地域へ与える影響は少なく、失われる利

以上から、得られる利益と失われる利益を比較衡量した結果、

本件事業の施行によ

り得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。 済性などの諸条件を考慮し比較検討を行った結果、最も合理的な本件事業の起業地を 決定した。 また、 病院は、 尾道市御調町市字川西地内において、地理的条件、 社会的条件、

法第二十条第四号の要件への適合性について 以上から、本件事業は、法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

迅速な対応が必要とされる。 また、近隣住民の日常生活の利便性の回復を図るうえで 近隣住民の通行に支障をきたしている。救急患者の受け入れは人命に係るものであり、 病院の既存駐車場が不足し駐車待ちの車両の列が発生している結果、救急車両及び 本件事業の施行は急務である。

起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である

じまないので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じる ことが合理的と考えられる。 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはな

第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。 以上から、本件事業には収用の手段を講じる公益上の必要性があると認められ、

法

ものと判断される。 1から4までで述べたとおり、本件事業は法第二十条各号の要件のすべてを充足する

事業の認定をする。 以上により、病院から申請のあった本件事業について、法第二十条の規定によって、

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

尾道市公立みつぎ総合病院総務人事課

広島県告示第七十号

を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用

局において、平成十八年二月九日までの間、 その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県東広島地域事務所建設 縦覧に供する。

平成十八年一月二十六日

広島県知事 藤 田

雄

Щ

線 東広島市東広島市	路線名
市西各条町町	供
寺寺 家家	用
字力萬六	開
00 tt tt	始
番番 一一 地地	Ø
先まから	X
	間
六日平成一八年一月二	供用開始の期日

公

定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定によって、 次の特

平成十八年一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄

東山 裕 広島県県市安 この法人は、	動法人の名称 代表者氏名 史所在地特定非営利活 代表者氏名 主たる事	-
サ 泰治	の所在場	
ト(目出) ラー市 二原一市 丁安	の 所 在 事	
住民活流である。 住民活流でももないでもものとはいったのとはは、たかりとはいいであるのとでは、 はは、たかりとは、たかりとは、 はは、だかりにでもるのとができる。 はは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	務所	
でディス ・ で で 居 ・ で で 居 ・ で で と 利 増 や 業 ん 地 ディー ・ で で で で で で ず イ に か で で ず イ に か で で ず イ に か で で ず イ に か で で ず イ に か で で ず イ に か で で ず イ に か で で ず イ に か で で ず イ に か で で ず イ に か で で ず イ に か で で ず イ に か で で ず イ に か で で ず イ に か で で ず イ に か で で ず イ に か で で ず イ に か で が イ に か に か に か に か に か に か に か に か に か に	定款に記載された目的	
変事 変事 変事 変事 変事 要業 年度 のる利	内容 定款変更の	
	年請のあっ	

四

期間

小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。 **大規模小売店舗立地法** (平成十年法律第九十一号) とを目的とする。

域社会をつくっていくこ

域社会をつくっていくこ

とを目的とする。 第八条第一項の規定によって、 大規模 兀 2 福山市経済環境局経済部商工課 (福山市東桜町三番五号) 期間

平成十八年一月二十六日

広島県知事 藤 田

雄

Ш

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 名 称 福山市水吞町字大谷三三六八 一外 (仮称) ジュンテンドー福山水呑店

提出された意見の概要

提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室 (広島市中区基町一 番五二号)

提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯 福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五号)

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。

平成十八年一月二十六日から平成十八年二月二十七日まで。

ただし、

土曜日、

日曜日

小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定によって、 大規模

平成十八年一月二十六日

広島県知事 藤 田

雄

Ш

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 名称 デオデオ福山北店 福山市駅家町大字万能倉二八四

提出された意見の概要

増加すると見込まれる場合には、人的対応等を含め必要な措置を講じられたい。 現状の駐車場の収容台数及び出入口の数を減少させる計画となっており、特に来客数が

> Ξ 提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室 (広島市中区基町一 番五二号)

提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

及び国民の祝日に関する法律 平成十八年一月二十六日から平成十八年二月二十七日まで。 (昭和二十三年法律第百七十八号) に規定する休日を除く。 ただし、土曜日、 日曜日

時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

する工事の完了について、次のとおり公告する 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定によって、 開発行為に関

平成十八年一月二十六日

広島県知事

藤

田

雄

Щ

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東広島市志和町志和堀字青木三五四三番四、 三五四三番五、三五三七番一の一部、

二七番五の一部、三五四三番一の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

株式会社 セブン・イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八番地八

代表取締役 山口

東広島市志和町志和堀三二八二番地の八

沖本 敦郎

しは、次により平成十八年一月二十六日から平成十八年二月十五日まで縦覧に供する。 第一項の規定によって、 第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条 次の土地改良事業計画変更協議については、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 適当と決定したので、その決定に係る土地改良事業変更計画書の写

内に広島地域事務所長に申し出ることができる。 また、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用す なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以

たことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求 める訴えを提起することができる。 る同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があっ

三五

事業主体 平成十八年一月二十六日

> 広島県広島地域事務所長 石 原

> > 照

彦

大 竹 市 地区名 後 原 区画整理事業 事 業 名 縦覧場所 大竹市役所

五日まで縦覧に供する。 この決定に係る換地計画書の写しを次により平成十八年一月二十六日から平成十八年二月十 六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定によって、 次の換地計画認可申請については、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十 適当と決定したので、

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以

内に、広島地域事務所長に申し出ることができる また、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の三第二項において準用する

る訴えを提起することができる。 ことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、 同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、 異議の申出に対する決定の取消しを求め 決定があった

平成十八年一月二十六日

広島県広島地域事務所長 石 原 照

地区名 後 原 区画整理事業 事 業 名 縦覧場所 大竹市役所

大竹

市

事業主体

十八年二月十五日まで縦覧に供する。 九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定によって、 で、この決定に係る土地改良事業計画書の写しを次により平成十八年一月二十六日から平成 次の土地改良事業施行協議については、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 適当と決定したの 第

内に、東広島地域事務所長に申し出ることができる なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以

不服がある者は、 か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。 また、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に 広島県を被告として、 決定があったことを知った日の翌日から起算して六

平成十八年一月二十六日

広島県東広島地域事務所長 大 坂 桂

介

事業主体 原 市 下田万里 地 X 名 区画整理事業 事 名 竹原市役所 縦 覧場所

竹

二条の二第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る換地計画書の写しを 次により平成十八年一月二十六日から平成十八年二月十五日まで縦覧に供する。

次の換地計画認可申請については、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第五十

内に、東広島地域事務所長に申し出ることができる。 なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以

か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。 不服がある者は、 また、同法第五十二条の三第二項において準用する同法第九条第二項の規定におる決定に 広島県を被告として、 決定があったことを知った日の翌日から起算して六

平成十八年一月二十六日

X 名 広島県東広島地域事務所長 名 大 坂 桂 介

東広島市土地改良区 主 体 市ノ畑地区 地 区画整理事業 業 縦覧 東広島市役所 場 所

深安郡神辺町土地改良区から次の役員が退任した旨の届出があった。

平成十八年一月二十六日

退任役員

彦

職名

理事

畄 秀 雄 深安郡神辺町字箱田四七八

広島県福山地域事務所長

旗

手

清

文

氏 名

松

住

所

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第4号

ÿ 則第4号。 次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規 規則第9条第1項の規定により告示する . 以下「規則」という。) 第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるの

平成18年1月26日

広島県公安委員

麥貝辰 剛 刦 巡

#

5P1068	5P1090	5P1084	5P1075	5P1067	5S0935	検奮企品
o H	<u></u> п	п	<u></u> п	п	告示の日 (平成18年 1月26日) から3年間	検定の有効 期間
a F	on H	on H	on H	成めたのは様	回胴式遊技機	遊技機の 種類
スキー ツャンプペア 入門編	C P が C P P P P P P P P P P P P P P P P	U A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	C P が C P A P A P A P A P A P A P A P A P A P	C R 発出ない マレゲ・ソンド・ファイフ・ナンファイント・ファインファインファインフィンフィンフィンフィンファ	いい湯だ な	型式名
株式会社平和 代表取締役 中島 潤 (群馬県桐生市広沢町二 丁目3014番地の8)	□ F	e H	□ F	株式会社ピスティ 代表取締役 寶田 久治 (東京都渋谷区渋谷三丁 目29番10号)	株式会社三共 代表取締役 毒島 秀行 (群馬県桐生市境野町六 丁目460番地)	申請者名(住所)
H O	H D	在 回	H D	H D	計回	製造業者名(住所)